

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の普通法人であつて、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)と、この間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合は、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。
①完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資金の額が五億円以上である法人
②法人税法第4条の7に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます)と、この間に受託法人及び相互会社を除きます。
③相互会社
2 連結親法人のうち、期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の普通法人であつて、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)と、この間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合は、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。
①完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資金の額が一億円以上である法人
②法人税法第4条の7に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます)と、この間に受託法人及び相互会社を除きます。
③相互会社

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※
納税地	電話() -	連結親法人 整理番号	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人	税務署	連結申告 一連番号
(フリガナ) 連結親法人名		同非区分	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの				連結グループ 整理番号
法人番号		特同族会社	定同族会社	非同族会社			連結事業年度 (至)
(フリガナ) 代表者 記名押印	(印)	旧納税地及び 旧法人名等					売上金額
代表者 住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				申告年月日
							通信日付印
							確認印
							庁指定
							局指定
							指導等
							区分
							申告区分
							法人税
							申告
							期限
							修正
							地方 法人税
							申告
							期限
							修正

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(連結中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	1	十億	百万	千	円	所得税の額 (別表六の二「6」の③)	17	十億	百万	千	円
法人税額 (56)又は(57)	2					外国税額 (別表六の二「16」)	18				
法人税額の特別控除額 (別表六の二「17」)	3					計 (17)+(18)	19				
差引法人税額 (2)-(3)	4					控除した金額 (13)	20				
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5					控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21				
課税土地譲渡利益金額 (別表三「二」(24)+別表三 (二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6				000	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22				0
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7					同 (別表三(二の二)「28」)	23				0
課税連結留保金額 (別表三の二「4」)	8				000	同 (別表三(三)「23」)	24				00
同上に対する税額 (別表三の二「8」)	9					この申告による還付金額 (21)	25				
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				00	連結中間納付額 (15)-(14)	26				
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額 等相当額の控除額及び仮表経理に基づく過大 申告の更正に伴う控除法人税額(11)+(12)	11					連結欠損金による 還付請求税額	27				
控除税額 (11)-(12)と(19)のうち少ない金額	13					計 (25)+(26)+(27)	28				
差引連結所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14				00	この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (62)	29				
連結中間申告分の 法人税額	15				00	この申告により納付 すべき法人税額又は 修場正合	30				00
差引確定 法人税額 (14)-(15)	16				00	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)	31				
						翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	32				

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準 法人税額 (33)+(34)	33					この申告による還付金額 (43)-(42)	45	外				
課税標準法人税額 (33)+(34)	34					この申告による法人税額 (70)	46					
地方法人税額 (60)	35				000	課税連結留保金額 に対する法人税額 (71)	47					
課税連結留保金額に係る地方法人税額 (61)	36					課税標準法人税額 (72)	48				000	
所得地方法人税額 (36)+(37)	37					この申告により納付 すべき地方法人税額 (76)	49				00	
外国税額の控除額 (別表六の二「20」)	38											
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額 等相当額の控除額及び仮表経理に基づく過大 申告の更正に伴う控除地方法人税額(39)+(41)	39					還する 金を 受け よう と 等		銀行	本店・支店	郵便局名等		
差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	40				00			金庫・組合	出張所	預金		
中間申告分の地方法人税額	41				00			農協・漁協	本所・支所			
差引確定 地方法人税額 (42)-(43)	42				00			口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
								※税務署処理欄				